

(市制 50 周年記念事業)

募集要領



# 《募集期間》

令和3年4月19日(月)~ 5月31日(月)

〈問合せ先〉

市民活動センター 2階 市民協働課

**〒**478-0047

知多市緑町 12番地の1

☎:0562-31-0382 Fax:0562-32-5031

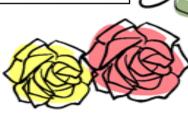
Eメール: <u>katudo-c@city.chita.lg.jp</u>











### 1. 知多市お祝い事業補助金の概要

知多市は令和 2 年 9 月 1 日に市制施行 50 周年という大きな節目を迎えました。そこで、本市の記念すべき 50 周年を市民、地域等、まちづくりに関わる様々な主体が連携し、市全体で祝うことで、まちづくりを盛り上げる契機とするため、知多市お祝い事業補助金を交付します。

### 2. 補助金額、補助率

補助金額:上限額 200,000円(補助対象経費の額以下)

補助率:100%

補助回数:1団体1事業

※複数の団体による連合体組織も可

### 3. 応募できる団体

以下を全て満たす団体とします。

- ◎市内在住又は在勤の市民5人以上で構成される団体
- ◎団体を運営するための会則、規則等があること
- ◎政治活動、宗教活動を目的に組織されていない団体



# 4. 対象となる事業

以下を全て満たす事業とします。

- ◎知多市制施行 50 周年を記念して実施する事業で、事業効果に持続性及び発展性が認められる事業
- ◎本市の他の補助制度の対象とならない事業
- ◎市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ 多数の者の利益の増進に寄与する公益的な事業(単なるサークル活動や 会員のみが参加する教室、発表会は対象外)
- ◎決定通知日以降に着手し、令和4年3月15日(火)迄に実施し、完了する事業
- ◎特定の政治、宗教、思想等に関連しない事業

# 5. 補助対象経費

# 対象事業の実施に係る経費

区分	経費の種類
報償費	・講師、出演者、協力者への謝金(1 人あたり、上限
	25,000円)※団体構成員に対する謝金は対象外
旅費	<ul><li>講師等の交通費、宿泊費(上限 12,000 円)等</li></ul>
	・事業実施に伴う団体構成員の旅費
需用費	• 消耗品(1 点の上限 19,999 円)
	• 印刷製本費(チラシ、パンフレット制作等)
役務費	• 通信運搬費(郵便料、運搬料等)
	• 手数料(振込、通訳翻訳、手話等)
	• 保険料(本事業にかかるもの)
使用料及び	• 使用料(会場、駐車場、有料道路通行料等)
賃借料	• 借上料(自動車、機械器具等)
原材料費	• 諸材料費
その他経費	・市長が必要と認める経費(専門知識、技術等を要する
	業務についての委託料等)

# 6. 対象とならない経費の例

- ◎団体の運営に関する事務費などの経常的な経費(事務局経費、人件費のほか、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と 区分できない経費も含む)
- ◎食糧費
- ◎構成員限定の研修、講演会に係る経費
- ◎備品購入費(20,000円以上の物品)



### 7. 申請について

提出書類に必要事項を記入の上、「市民活動センター」 2階の市民協働課まで提出してください。

#### 【提出書類】

- ・知多市お祝い事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書及び収支予算書
- 団体を運営するための会則、規則等
- ・ 構成員名簿(住所などが確認できるもの)

#### ◎申請期間

【令和3年4月19日(月)~ 5月31日(月)】

持参の場合:平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合:募集期間の最終日(5月31日)の消印有効

### 8. 事前相談について

申請に関して個別で相談を受け付けます。

なお、事前予約が必要になります。問合せ先まで連絡をお願いします。

# 9. 選定について

提出していただいた書類とヒアリング内容を選定委員が評価し、その意見をもとに市が決定します。

事業が採択された団体・組織には、知多市お祝い事業補助金交付決定通知書 (第2号様式)を送付します。また、審査結果は後日、ホームページで公表し ます。

#### 《評価基準》

内 容
・市制施行 50 周年を記念する事業としてふさわしいか
・事業の目的、目標、効果が明確であるか
・広く多くの市民を対象としたものであり、共感や理解が得られるも
のであるか
・事業内容、予算、実施方法などが具体的に考えられており、実施可
能であるか
・他団体と協働することにより、事業の相乗効果が期待できるか
・市民活動ならではの先進的な視点やユニークな手法を用いているか
・地域の課題や住民のニーズを的確に捉え、事業実施に伴い効果や成
果が期待できるか
<ul><li>委員が特に優れていると判断する事項</li></ul>

#### 11. 事業計画の変更について

決定した事業計画を途中で変更する場合は、事前にご相談ください。 なお、補助金の増額は認められません。

#### 【提出書類】

- 知多市お祝い事業補助金計画変更申請書(第3号様式)
- ・ 事業計画書及び収支予算書

#### 12. 実績報告について

事業終了後30日以内または令和4年3月22日(火)のいずれか早い期日までに提出書類に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、補助金にかかる収支が記載された領収書などの書類については、原本確認をすることがありますので、事業実施年度から5年間(令和9年3月31日まで)保存してください。

また、事業報告については後日、ホームページで公表します。

#### 【提出書類】

- 知多市お祝い事業補助金実績報告書(第5号様式)
- 事業報告書及び収支決算書
- ・領収書の写し
- 参考資料(記録写真、チラシなど)
- ※領収書の取り扱いについて
- ・領収書には、あて名(申請団体名)、但し書き(支払内容)、日付、 店名や受取者名(できれば押印があるもの)が書かれたものを添 付してください。
- ・レシートでも、内容、金額、日付が確認できれば代用可能です。

# 13. 請求について

実績報告書類の確認後、確定した補助金額を、知多市お祝い事業補助金確定 通知書(第6号様式)にて通知しますので、受領後、提出書類に必要事項を記 入の上、提出してください。

◎事業開始前に交付する概算払いが可能です。

概算払いを希望する場合は、交付決定後、提出書類に必要事項を記入の上、 提出してください。

なお、概算払いを受けた場合は、確定通知書送付にあわせて必要に応じて精 算処理を行います。

#### 【提出書類】

- 知多市お祝い事業補助金交付請求書(第7号様式)
- 通帳等振込先の確認できる書類(写しでも可)

# 14. 事業スケジュール

• 事前相談	(4月1日~5月31日)
• 申請期間	(4月19日~5月31日)
・選定委員による選定	(6月中旬)
・補助対象候補事業の決定	
• 事業実施	(決定通知日~
※概算払い可能	令和4年3月15日)
• 事業報告	(事業終了後30日以内又は、
	令和4年3月22日の早い方)
<ul><li>・交付確定及び支払い</li></ul>	
※事業報告を基に補助金額を確定	(事業報告提出後)
交付請求に基づいて支払い	

# 15. 補助制度に関する Q&A

1	応募について
Q1	市外の団体でも応募できるのか。
Q I	市外に本部や拠点等がある場合でも、応募可能です。
	ただし、団体の構成員に市内在住又は在勤の者が5人以上含まれて
	いることが必要です。
Q2	複数の団体で共同して応募することはできるのか。
	応募要件(1ページ参照)を満たしていれば、応募可能です。なお、
	共同で提案する場合、その構成員となっている団体は、別事業での
	応募はできませんのでご注意ください。
Q3	1団体で複数の事業は応募できるのか。
	1団体1事業での応募となります。
Q4	実行委員会形式での応募はできるのか。
	特定の目的のために組織された実行委員会等でも、応募要件を満た
	していれば、応募可能です。ただし、対象とならない場合がありま
	すので、ご相談ください。
Q5	市から補助金や助成金を受けている団体でも応募できるのか。
	提案しようとしている事業に対して、他の補助金等が交付されてい
	なければ、応募可能です。
2	事業について
Q6	既存の事業に50周年の冠をつけたものでもよいか。
	既存の事業に50周年の冠をつけるだけではなく、50周年をお祝
	いする内容を盛り込んだ事業をしていただいた方が、選定されやす
	いです。
Q7	営利を目的としていないが、参加費等を徴収してはいけないのか。
	当日の資料代や飲食代など、実費相当分の徴収は問題ありません。
	ただし徴収した参加費等は、補助対象経費から差し引かれます。
3	補助対象経費について
Q8	実際の事業経費が交付決定額より少なくなった場合は、返金しない
	といけないのか。
	前払い等により交付を受けている場合は、原則として差額を返金し
	ていただきます。確定払いの場合は、事業終了後に確定した額を請
	求していただきます。